

提 案 理 由

報告第7号
専決第4号

委任専決処分をしたものについて
損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。

【事故の概要】

令和3年6月15日、公用車で養父市小城地内の河川沿いの道路を走行中、国道312号線との丁字路交差点を右折しようとした際、前方不注意により、はさまじ方向に向かって直進中の車両に接触したもの

■損害賠償の額 229,791円

■過失割合 市の過失 90% 相手方の過失 10%